

△討論▽

高橋（明）：村の強さについて、私も西の方の村が強いという感じをもつ。例えば、講などを見ても、西の方では宗教と結びついたものが多く、東北では無尽系のものが多く、しかも前者ではそれが

今日でもかなり残っているようだ。経営規模も西は小さく、せいぜい4~5反歩程度で、もともと兼業が多く、蘭草や織物などの地場産業とともに存在していた。基盤整備が西で遅れているのは、規模も小さく、機械を入れないでもやつてゆける程であつたり、土地も段々状の所が多かつたりすることもあるだろう。又、規模が小さいから、他人にも借せないし、従つて請負も進展しない。

島崎：東山のところで領域の確認率が低い原因として、調査趣旨の理解が足りなかつたというが、その辺を詳しく説明して欲しい。

川本：東山の場合、（東北の場合もそうだが）村の単位を大字でとるか、小字でとるか、が曖昧であつた点にあると思う。他にも色々と調査技術上の問題が多いことは確かだ。

島崎：單に調査技術上の問題ではなく、統計調査行政において、部落という意味での地域という捉え方が根本にあるのではないか。川本：国勢調査などでも簡単に部落の内部を区分して調査単位としてしまうことがよくある。

島崎：国調の単位と農業センサスの部落とが統一性がない。

川本：山口が低い数字となつて表われているが、これと鹿児島とは何か関係があるのではないか。山口では干拓が多いし……。

島崎：毎回の調査の結果でほぼ同じような傾向が出てきているのか。

川本：そうである。国土庁の調査は農業センサスに依拠してやつてあるが、その結論によると、兼業地帯は村仕事をやつていない、ということになつておらず、私の見解とは逆である。そこでは、兼業

農家が増えると村仕事をやらなくなるので、「兼業農家はけしからん」という論拠になつてゐる。私は逆だ。

高橋：ここでいう村仕事をいうのは、無償のものだけをいうのか。

川本：いや有償のものを含めて、村全体でやるのをさしている。

黒崎：それぞの項目で相關をとつたらどうか。

川本：色々な相關を出してみたが、全国平均の相關で意味がなく、又、注目するような結果は出なかつた。県内での相關はやつてない。

黒崎：領域が明確なところは村仕事をしつかりやつてゐる、という傾向がでるのではないか。あるいは逆の場合も……。

川本：領域という時の村の範囲と、村仕事をやる時の村の範囲とを、統計調査員がきちんと理解・区別しているかどうかが必配である。

柿崎：領域に関して、河川灌漑と溜池の違いは、全体の傾向としてはあると思う。ただ、私が香川の事例をみてみると、そこでは溜池灌漑の耕地が全体の80%を占めている。ところが四国の中では香川は村の領域の確認率は必ずしも高くない。そこでは、親池・子池・孫池という関連が非常に強く、村が水一溜池に規制される場合が強い時には、ひとつ水利系を孫池でとるか、あるいは他の池でどちらによつてその範囲がズレが生じてくる。水の範囲で村の領域が決まるようなことがあつて、それが大字、小字という範域とはズレが生じてくる。村仕事をも親池・子池・孫池の関連ででてくる。

川本：村の枠は徳川時代からの行政的な枠の認識が非常に強く、

それと水利の枠とはズレている場合が多い。そして、どちらが本来の村の枠か解らない場合がある。香川の場合、市部・郡部でみると領域確認率では市部が高く79.8%（郡部71.2%）又、用排路は市部が高い。溜池灌漑が多い奈良の場合は郡部の方が全部高い。

高橋（正）：領域の確認について、確認されないところでは、本来領域があつたものがなくなつたのか、あるいは本来からなかつたのか、それとも集落のとり方なしし統計操作上から現実に領域があるにもかかわらずないようになつて結果したのか。その点どうか。

川本：私見によれば、領域は100%あるものとみている。それが様々な原因で消えていつたり、調査ミスがあつたりして、前述のような結果となつたものと思う。消えてゆく要因は、洪水常襲地、二つの在村地主が強く対立している所では村の枠での動きができることがある。

高橋（正）：領域が消えて行つたところは、村がなくなつたところのか。

川本：必ずしもそうだとは云えないが、崩壊過程にあるとは云えよう。北海道では当初調査をしなかつたが、開拓農村でも同じような人為的な枠を創り出しているようだ。だから必要があれば、境界は後で作ることもあり得る。又、徳川期においてひとつの村を様々な領域に行政的に分割したようなところでは、領域が不明確になつてしまつたところが多い。しかし、私は日本の村というものは本来領域があるものだと考えている。

高橋（正）：農村のできるプロセスによって、領域が様々に違つてゆくのではないか。

川本：確かにそうだ。

島崎：領域がなくなる、又は動く処での、その原因は何か。

川本：政治・洪水・都市化などがある。現在最も大きいのは都市化ではないか、例えば団地ができる場合、村がしつかりしていれば、それに対応するだけの智恵をもつものだが、そうでない処も多い。

高橋（正）：村の領土意識が非常に薄れてきた。毎年、領域を確認するような作業もなくなってきたことにもその原因はあるのではなかろうか。

川本：毎年伝統として教育しているところもあるが、そういうことをやめたところが多い。老人3人で村仕事をやつしているようなところさえあるのが現状だ。

高橋（正）：村の領土は何権なのか。例えば村々の間で領土を売買するようなことがあつたのか。

宮崎：所有権とは違い、國家が国土に対して持つている権利みたいなものではないだろうか。

川本：何々権などというと、それは近代的なものになつてしまつが、それ以前のものだ。

宮崎：一種の管理権ではないか。

高橋（正）：ビヘイビアとして、自分の村の領地を拡大しようとするようなことはあるか。

黒崎：どういう村でもそういう関係の文書があり、それを毎年関係村の間で見るという慣行もある。

川本：富山の山間部では、山年貢の負担を回避する為に、自村の領土を他村にやろうとするようなこともあつた。又、生産力の低いところでは、酒をつけて隣に村に土地をもらつてくれ、というようなことも明治になつてあつたほどである。だから領域というのは動くものであり、永久不動なものとは考えていない。

島崎：センサスの集落調査で、村の領域の確認等について調査すること自体が、つまり村の領域が明確になつてゐるか否かという問題が、実際の農政にとってどの様な有効性を持つと農政当局は考えているのか。農業のシステム化に於ける地域ところで云う村とは原理的に違うのではないかと考えられるが、それらがどの様に結びつけられて考へられているのか。更に、土地保全機能を村が持つという時、それが構造農政の中から出されてくる場合、部落の中での土地移動は農政の立場としては期待するところではないのか。

川本：土地保全機能は、今は村がなんとかやつてゐるが、都市化的波の中でいづれ不可能になつてゆく可能性が十分考えられる。したがつて、その際それに代るべき新しい組織が作り出されねばならないだろう。そこで、農水産省のいうシステム化等と繋つてくるのである。

高橋（正）：現在農林省で議論されていることを若干紹介する。極めて明確な点は、構造政策のひとつつの手段として村を利用しようということだ。というのは、従来の様な個別生産の展開、個別代替

的な規模拡大では、点としての農業生産は確保できても、面としてそれは確保できなくなる。まして今一番問題となつてゐる減反政策では米から麦や大豆等の粗放作物への転換が課題となつておる、その為には機械を利用した労働生産性の確保が要請され、そこに「面」としての集団的土地区画整備が是非とも必要となる。そこに村を再認識し始めた最大の理由がある。それはかつての昭和恐慌期に村が見直されたのと同様な事情が存在するようだ。唯、私が考へているのは、村の機能だけで自己完結するだけのファクターは非常に少ないのであり、つまり、村は保全とか維持とかに関する機能は強く有するが、変化に対する適応力には乏しいことから、その適応力を外部から共助することにより、村の持つ結合力をつなげてゆくようなシステム一町村なり農協と集落をうまく繋げたシステムをつくつてゆかねばならないものと考えてゐる。

島崎：「点から面へ」という趣旨は理解できるが、既に面として村が使えるという認識は既に手遅れではないのかと考へるが、そうでないという保証・確信・根拠はあるのか。又、地域農政というのは自発性に基づいて行なわれるものと考へるが、それと村の機能なり、高橋（正）氏の言葉でいふ新しいシステムとの関連が、農民の自発性に基づいてということを根拠にしてどこまでリアリティを持つのか。

高橋：第一の点については、よく指摘されるところではあるが、私見ではそうは考へない。というのは、例えは今度の減反に関して村の中で様々な話し合いが持たれ、共助制度といつたものが村の内

部で自發的しかも広範な地域に亘つて形成されている。又、減反の受け入れが市町村段階から集落段階に於いて非常にスムースに行なわれた。これには勿論、食糧制度を守る、という農協等の動きがあづかるところ大であるが。こうした点が、集落再認識の契機になつていたかと思う。私の印象では、集落の構成員全体にかかる問題については依然として十分対応力はある—全体の利害については一致する原理が村の中には残つてゐる。しかし、だからといって村に全面的に期待してよいというのではなく、そうでない側面、つまり村の内部における利害対立の処理能力は増え弱まつてゐるのであり、そうした点を市町村がどのようにカバーしてゆくかが問題となるであろう。

高山：減反を集村で受け止めるという場合、その対象となる領域と、川本氏の云う領域とはずれてきているのではないか。

高橋（正）：集落の人々がもつ耕地の属人的な面積に対して減反の割り当てがあるのであり、集落の領土に対しても割り当てるのがあるのではない。

川本：確かにその間のズレはあるが、農民自身がそれをあまり認識していない。しかし、減反は村全体のこととして受け止めているから、中で不公平が生じてもそれを村の中で取扱してゆくだけの能力があるのである。しかし、これを農政が利用しようという態度が出てくること、村の中の構想のズレが拡大されてゆき、村そのものが怪しくなるという危険がある。従つて、地域農政の趣旨は結構だと思うが、具体的に表現する時には、村を壊すひとつの原因になる

のではないか。だからその前に村の土地保全の重要性を認識する必要があるのではないか。

島崎：本来構造農政と地域農政とは農政の系統としては降り方が別のものではないか。それを辯證合せをやろうとしているところに無理が生じてきているのではないか。又、地域システム化という時代には合理化ないし近代化というのが基調になつていて思われるが、川本氏の領土なり村はむしろ非合理的な人間関係の側面であり、そこをどのように結びつけているのか。

長谷川：その点が、いわゆる市場メカニズムと村の論理という異質なものを結びつけようという高橋（正）氏のいう「地域マネージメント固有の論理」であるかと思う。

川本：私は市場メカニズムが合理的・論理的であり、村が非合理的・非論理的であるとは考へない。むしろ問題は長期的にみるか、短期的にみるかの違いだけであるかと思う。

島崎：現実はそうだが、農村自治の現状分析として、説明して理解しようという時には、その点がポイントになると思う。

高橋（正）：国は地域農政の旗振りを懸命になつてやつていているが、現実にはそれは土地の権利移動・賃貸借などの農用地利用増進事業だけが前面に押し出されて、本来考えられるべき農村の開発性といつた問題は大きく後退してしまっている。私見では、國からの唱える地域農政は本来ないものと考えている。

しかし、町村なり村なりが何かやらざるを得なくなつてきて、そこで出てくるものが本来の地域農政というものであろう。そこで合

理的なものと非合理的なものをどのように繋げてゆく一定の道筋が事前に存在するのではなく、その場その場の問題解決のマネージメントで具体的に一步一步やつてゆくことだろうと考える。地域農政が本来の姿で育つてゆくかどうかのポイントは、地域の主体が地域レベルに於ける固有の問題を見出し、その解決に向けての地域レベルの農政企画をどれだけしてゆけるかどうかに存するものと考える。さき程の開発性ということも、そういう点から考えてゆきたい。

島崎：日本の伝統的な農政では、自治体農政という考え方はない、と高橋（正）氏は書かれているが、自治体農政は現実に予算もないところでは本当にむずかしい。結局それは安上り農政の現代版になつてしまつて、「部落の中の自発性に基づい何かやつて欲しい」、「酒盛りやつても補助金出す」という妙な方式になつてしまふという側面がある。

高橋（正）：「安上り農政」という批判をされるが、今までの国の農政は「物」の農政しかできなかつた。しかしいくら物を作つても農村は変わらないのであり、ハードな側面にはソフトな側面を繋げゆかねばならない。しかもそのソフトな側面というのは外から与えられるものではなく、現場の人達が開発してゆかねばならないものである。それを開発してゆくプロセスとして自治体農政の意味があるのではないか。

高山：自治体の中をみてゆくと、特に農政だけではなく、厚生省や労働省その他色々の系統の補助金を獲得してきて、どの様なハードな施設を持つ地域を作つてゆこうか、という市町村長や政策スタ

ップの構想がある。しかもそうした動きが、農業生産における労働過程の変質に対応する形で出てきているのであり、それを利用して村を把握してゆくことが、地域農政の大きな役割になつてきているような変化がみられる。現実に市町村長がやつているのは、各種の補助金をいかに多く獲得してきて、ハードな側面とソフトな側面を結びつけてゆこうとしているか、ということだ。

柿崎：村には変化に対して常に新しい組織を生み出しながら対応してゆこうとする性格がある。その際・農協と村とがどういシス템を作りながら適応してゆくかが問題となつてくるのであろう。

農村自治とは農業生産の問題だからしたがつて市町村役場とは違つた側面で農協の役割をもう一度再考する必要があるだろう。

高山：農協か各村の農業問題の解決の方途を模索すればする程、一面では農民層の分解が進んできて、そうなると農協ではもう対処できなくなる。例えは農村老人対策として各地の村に老人ホームが建設されてきているが、それは農協主体ではなく、市町村の役割であろう。したがつて、地域の中での問題解決の役割分担に於ける農協の位置づけが従前以上に強くなつたのではないかと見てい。

農業における変化を町村の中でどのように地域として吸収してゆくのかという環元性が前よりも強くなつた。

川本：私が、首農集団のしつかりしたものを作つてゐるといわれているような地域をみると、そこでは市町村と農協とからうまくタイアップしているところと、市町村長がワンマンで農協をコントロールしているがある。しかし後者の場合、足元をみると確かにない。

一番しつかりしているのは前者の場合であり、農民の要求をシステム化して吸収し、生産の場では農協が担当し、外に対しても行政が役割を分担するような体制ができている。ところが、村は保守的であり、基礎集団だから変化に対応するための機能集団を新しく作らねばならない、と考えてやつてあるところはうまくいつてはいない。村は基礎集団であると同時に機能集団でもあるので、その村が生んだ機能集団をうまく農協が組織化するという形で、農民と村と農協と市町村とかうまく組織化しているところは農業もうまくいつており、そういう例はずいぶんある。

高橋（正）：新しい集団も村に認知された形で生まれてくることが大切である。農協と市町村の問題は二者抜一的な問題ではない。唯、農協の場合、経済成長の段階では大規模農家だけを把握、吸収していくが、80年代の農協運動は集落単位で農業計画を立ててゆこうという路線を新しく出し始めたので、若干方向も違つてくるものと思うが、しかし集落そのものあるいは面としての地域は農協の経済活動のメリットにはストレートに繋がらないという側面を持つ。さらに、農村社会に於ける社会教育と農業に於ける組織づくりとをどういう風に繋げてゆけばよいのかが大きな問題だと思う。

川本：様々な縦割りの政策を市町村段階でうまく統合してゆく能力も農業を円滑に展開させてゆくためには必要であろう。

島崎：社会教育の問題は、自治の問題を考える際非常に重要な問題であると思う。というのは、そこで問われるものは住民の統

治能力の問題であると思うが、その点をどこであつて重視してゆく必要があるだろう。

柿崎：例えば最近のママサンバレーにみられる様に、農村の中に新しいコミュニケーションの場が形成されている様に思われる。

高山：農村自治とか農民自治とかの問題が出てくるひとつの背景には混住社会化というのがあつたと思う。関東、関西をはじめ、通勤兼業が可能な地域では集落の中に兼業農家と非農家が増え、そうした人々の要求と農業者の要求とをいかに調整するか、という問題が、今日農村の大きな課題になつてゐると思われる。

春日：先程の'80年代の農協運営、あるいは「白書」の中で位置づけられている土地の流動化なし土地提供者としての農民、村と、それに対抗する村内部の力が全体としてはどうなるのか。それが、内発的な力として満たされる条件があるのかどうか。その辺がこれまでの議論では納得的な形では出てきていないが……。

川本：私見では、最もいけないのが地価である。この問題が解決されない限り、村の中の兼業農家と事業農家との対立の解消はない。しかし、現実には両者が血を流しながらもうまく融和しようという基盤はまだある。その典型は岡山県長船の場合だ。しかし、「地価の高騰は農家の相続を困難にし、集団の分解への大きな圧力となつてゐる」と幸水園の梶川氏も云つてゐる。

春日：その問題がひとつあるが、もうひとつ黒崎氏から先程出された村の中の土地の調整機能であるが、特に都市近郊に於いては、土地の利用権や所有権そのものの移動が村の外との間で行なわれる

ようになつてきている。こうなると村が耕地そのものを保全するという機能が、どこまで働いてゐるのであらうか。

長谷川：基盤整備をやる際、村と村との間の出作、入作関係を調整・整理して、新しく村の境界を設定しようとしているところが、随分ある。それは、集団転作等への対応にもなるわけである。

宮崎：川本氏の報告の中でいくつか疑問となる点がある。ひとつは、「領土権」の内容についてである。それが山林原理の場合のように入会権の対象になる場合と、普通の農地のように個別の所有権の対象になる場合とは違う。後者の場合は、各人が個々の地片について有している所有権の行使に対する制限をすると云える。

その制限が最もシヤープに働く場合が農地を売る場合である。まず村の中で売買しろ、というように。しかし、こうした規範的なものも、水田の場合はまだしも畠地についてはかなり薄れてきている。村の領域が明確であるということは、村の或る領域に関して領土権があることを示すものであると思われるが、その領土権の内容が大きく変つてしまつてきているのではないか。辛じて共同作業が領土権の最後の形態として残つてゐるのみである。そこで、各人が持つ所有権に制限を加える領土権が何に由来するのか。一口に云えば、それは慣習ということになるが、その慣習を支えているザッハリックヒなもの、イデオロジカルなものは何か。社会原からの回答を知りたい。

第2点は、村は一面では家と家とが協力する場である反面、逆に家と家とが激しい競争をする場でもある。今日農政と結びついているのは、(特に土地の流動化に即しては)村のもつ競争場としての面

である。つまり、農政の意図に対して村の競争としての性格が衝突して、中々土地の流動化が進まない。そこで、その面を避けて、専業、兼業仲良くやろうとすると、村ぐりみ組織に於いては、オペレーター、マネージャーが最も損をするという状況が出てきてしまう。

その辺のジレンマを突破することはできないものだろうか。

川本：確かにそうだが、流動化について農林省が村を利用していくまくやつてもらおうとせざるを得ない状況に入ってきていると思うが、かえつてそれをやり出すと、村内部の対立が拡大して、村そのものが潰れてしまうのではないかという危機感を私は持つ。農業をなんとか発展させたい、というのは農民の熾烈な要求であるから。これが伸びるようなお膳立てだけを、国はしてやればよいのであり、基本的には地面を下げるとか、技術・知識の提供などでよいと思う。

柿崎：宮崎氏の第一点と関連するところであるが、川本氏が村と部落を分けて、村の領域について話された際、領域があるといふことは、隣りに村があつてその境が必要であるから、生じてきたものであり、中世社会に於ける様に開墾の余地が沢山ある場合には、開墾されたところまでが村の領域となり、次いで太閤検地以降、村が貢租の単位とされ、村切りがなされて後の領域と、川本氏のいう部落でない村の領域とかどの様にかかわってくるのか、がよく理解できない。

川本：原理的には二つは違うものである。しかし、現実にそれらが一致しているところは沢山ある。例えば、ひとつの村の中にいくつかの封建権力が割り込んで来て、それを切断したようなところで

村切りをやつた枠と、村の農民達が自分で生きてゆく為に必要な枠とは原理が違う。そして、農政の立場からは村切り一行政の枠の方が大切なではないか。

柿崎：領域というのは、その中に政治的な意図が含まれていて、確かに原理的には自然発生的な共同組織の外縁（延）としてある部分と権力によつて確定されていった部分とは違うものと思うが、実体としてはかなり結びついている部分が強いのではないか。

川本：確かに政治権力とは無縁に生きてゆけないのであるから、両者の均衡の中で村の枠は決まってゆく、という意味では、両者の枠は原理的には違つても、現実には一致はするだろう。柳田国男も「時代が農政」の中で云つてゐる様に、初めに枠ができるのは住宅部分で次に耕地が入り、山林が入つて村の枠ができる。だから、旧村は村のそばに山林を持つが、新田村は村からずつと離れた遠くの所にしか山林を有しない場合が多い。又、政治的な枠は、村の生活と矛盾した所でできることは少ないが。

柿崎：近世になつて枝村が自立性をもつてひとつの村を形成したようなことがあるが、その場合の、つまり枝村とか子村といふ時の村の領域と、親村の領域とが明確になり得るのか、という問題はどうか。

黒崎：それはケースによつて随分違うのではないか。私が諫訪の祭りについてみていたところでは、恐らく中世に於ける親郷の領域はかなり明確になつていたものと思う。ところが、中世の村と中世の村とは違うのであり、その時、境界の再認識を改めて行つたもの

と思う。更に明治の地租改正時には村切りがあらためて行なわれたところもあるし、洪水の常襲地などでは流動的だ。やはり、土地の利用の仕方が変ることによって、境界も変る、と云つた方が正確だろうと思う。

川本：農林省が村を減反の為に再認識するという時、減反に必要な限りの村と農民の生活に必要な村との間のギャップはあるのではなか。

高橋：確かにそれはあると思う。先程、ザッハリッヒなものがあるのかどうか、という発言があつたが、農法の面からみると、近世農法というものは集団農法であり、その時代にできたのが領域として明確なものとなつていて、それが明治農法になると個別化され、個別農法として分日まで来たわけであるが、それが色々な所で矛盾が生じてくるようになり、再度新しい集団農法に切り変わらねばならないくなつてきている。それは単に減反だけではなく、個々の農家が生産を続けてゆく上でも必要になつてきていることから、新たな農法的基盤においても集団化、そしてその単位は土地としての纏りをもつたものであり、それを担うグループが必要となり。そこに村が再認識・再編成されてゆかねばならない。

川本：明治の地租改正で土地は私有権を設定したが、水はそうでなかつたが、その矛盾が現在存在するが、その解決はできないのであろうか。

島崎：その集団農法・個別農法の問題は昨年の大会でも北海道の事例で、地力回復の方法として論点が出されていたが、更に議論を

深めてゆく必要があるだろう。

川本：そうした徵候は資源の循環の問題としても出されている。

宮崎：農用地利用増進事業で利用権設定する場合、法律上の正規のルートに乗らないで、事實上土地の貸借をしていたものが、その場合正規のルートに乗せると、耕地を全部借した兼業農家は農民でなくなつてしまふ。すると、農協の正組合の資格はなくなり、農業委員の選挙権も失う。それに対してかなり抵抗があるようだ。現実には最低10haだけヤミ小作として残しておくこと等の方法がとられているわけだが、こうしたことやつてまで「農民でありたい」という強い希望がある。将来、農法の変化とも関係するが、こういう農民でなくなるという事態は端的に云えれば集落の再編ともいえるような事態だが、これが可能なのだろうか。又、その見通しはどうなのか。

高山：川本氏が出された兼業農家の社会的・経済的役割についてであるが、問題は、日本經濟合体の中で安定した兼業機会が今後創り出されてゆくかどうかにあるのではないか。それから、今宮崎氏が出された問題とも関連してくるのである。實際には、複合經營とかいわれても一方では、農地の流動化が政策によつて推進されているが、これも商品經濟の個別の論理が優越してゆき、結局は個別經營の中にとり込まれてしまうのではないか。又、一方では地場産業とか兼業機会の安定といふことも、資本の論理の中で推進されてゆき、全体としては安定する村とそうでない村とが無秩序に生まれてくるのではないかと思う。こうした状況が当分続くのではないか。

いか。

宮崎：私の疑問を端的に云えば、村というものは、もと農家であつた現在の非農家もメンバーに含むものか、そうでないのか、という点につきる。

島崎：これは本日の川本氏が出された問題とも、あるいは今後の展望といふ点からも大変重要な問題であると思う。土地の保全といふものか。一体農家だけでできるのか、今日の様に村の中に非農家を沢山抱えている状況でいかに土地を保全するということが労働者を除いてできるのか、という問題が根本的に出されているのだと思う。農民にとっては生活手段であり、労働者にとっては生活手段である土地の保全、自主的な管理か、いかに可能なのかという巨大な問題が出されているものと思うか、更に議論を発展させてゆく必要がある、というようすに宮崎氏の発言を理解している。

川本：ひとつ数字（農業センサス）を挙げれば、一九七〇年から七五年の間に、非農家が増加した集落が79%、そのうち5割以上非農家が増加した集落が45%ある。増加の理由では、個人的に住宅を求めて入ってきたもの40%、住宅団地として入ってきたもの14%、在存のまま離農して非農家となつたものが32%、分家によって非農家となつたもの11%となつてある。この後二者の計43%は村人そのものが非農家となつてゐるのであり、これらは農家のつながりがある部分であり、村の異分子ではなく、村仕事には出る。又、地所から入り込んだ連の中でも、村人の縁故者として入り込んだ者が多いが、これらは村の統制に服するのであるが、住宅団地として入つて

来た人達が問題である。この辺のバランスが今後どうなつてゆくかが問題ではあるが、村がしつかりしている間は、巧みに乗り切るだけの力はあるものと思う。

高橋：山梨県の甲府の近くの八田村の事例であるが、村の中に住宅を建てて入つて来る際、役場で住民登録の時、村のとりきめを文書で渡すことにしているが、これも新しい智慧であろう。

川本：富山の村では、住宅団地に入つてくる者に30年分の村営費を事前に前取りしている様なところもある。

柿崎：倉敷の例では、市営の住宅団地化が例えし屎処理等で、長年の村の慣行を壊している場合がある。これは行政が村を壊している例だ。

黒崎：私が今住んでいる所では水利費を皆が均等に払つてゐるが、私が驚いたのは村の共同山林には皆が平等に入れることになつていることであつた（豊科のあづさ橋）。もうひとつは松本市の金剛村原では、土地借つて家を建てたものは全部山に入れる。ところが、北海道では、そここの住民になつたら誰でも無条件に入ることができる程ルーズである。最近では長野でもその方向になつてきている。大きく壊していくようなことがある。

高山：島崎氏が云われたような、労働者を含めての生活基盤としての土地、及び生産手段としての土地を地域としてどう管理してゆくのかは、非常に大きな問題であるが、それだけ機能的に違う土地をどう統一的に管理してゆくかに問題の本質があるのでないか。

春日：生活点と生活点の相違が、新しい村づくりにとつて重要な問題点となると思う。

高山：生活基盤としての共同性についての展望はあるのかどうか。例えば、新しい形態としてのママサンバレーなどでは、土地利用における融合ではないが、生活における融合ではあって、それがソフトウェアとしてどう統合されてゆくかが問題としてでてくる。

島崎：長時間に亘って討論があり、各人からそれぞれ重要な問題が提起された。多くが展望に繋がる問題で、すぐ結論が出るようなものではないと思うが、農村自治を考える場合の一番のポイントになるような問題もあつたかと思う。やはり、最終的には私的所有という問題にぶつかってくる問題があつて、それをどこまでネグリジグにできるかという問題が自主的な管理の問題と裏腹になつて存在している。これは農村自治というテーマはそういう問題を考えるのに非常にふさわしい共通課題だと思うが、今後、大会までの残された期間において、更に議論を発展させてゆきたいところである。